

明記して入札を実施している。

一般競争入札自体が相手方を公募するわけであるから、対象者として入札申請をするということは、競争入札に参加する意思を示していることであり、何ら問題は無い。参加するもしないも競争の一部であることから、公平・公正な入札である。

岡村管財契約課長

条例と心得の改正をして運用しないのか、ということだが現時点では考えていない。ただし、一般競争入札における参加者数については、行政側としてより競争性を発揮するために、相手方想定数の増加に努める制度改革を検討しなければならぬ。

井上(敏)議員

入札心得云々はそれとして、高知市のように多くの業者が応募するところは別として、いの町は今回5者という限られた業者数である。いくら条文にうたっているといえども、入札直前に自由勝手に辞退とは大いに疑問だ。

2者以上いれば競争入札が成り立つことも理解できない。せっかく入札制度改革を行っているのに、なぜ、条例や心得を改正して、公平・公正で適正な入札制度改革ができないのか。

井上(敏)議員

業者に対して不利益を与えてはならないということだが、公共工事は税金で発注しているのに、町に不利益を与えてもよいのか。その観点からも検討すべきではないか。

岡村管財契約課長

公共事業の発注は、住民福祉に供する工事であるから、スムーズに発注することから、町に不利益を与えるということは考えられない。

工事自体は、社会経済・

中小企業の経済にも寄与するため、十分そのことには考慮して公平・公正で競争性のある、入札制度改革を継続的に今後も検討していく。

池沢議員

入札制度
池田町政になってから、入札に関する条例改正など変更になったものは。

久松副町長

平成30年4月から最低制限価格の事後公表を行い、6月1日から500万円以上の予定価格の事後公表を行っている。

議員発議議案

(発議第4号)

町長・副町長の給料を減額する条例

提出者 池沢のりこ
賛成者 市川 賢仁
賛成者 筒井 一水
賛成者 浜田 孝男

賛成者 藤崎 憲裕
賛成者 森本 節子
賛成者 筒井 公二
賛成者 土居 豊榮

【提案理由】(原文)

平成29年9月、総務課において職務の関係上、町以外の団体が保有する現金を事務局として取り扱った際に、団体総会の懇親会費などを紛失する事案が発生したことを受け、監督責任として町長及び副町長の給料について、町長については給料の10分の10、副町長については給料の10分の5を、それぞれ1か月減給しようとするものです。

岡田議員

可決の先を

見据えた提案を

① 監督責任の問い方として、なぜ給料削減という手段を選んだのか。
② 処罰の対象者を町長・副町長に限定した理由は。

池沢議員

①②町の過去の「判例」にならった。

岡田議員

役場が外部団体から預かる重要なものは、現金(準公金)に限らず申請書など多数ある。重要との価値観は様々で、今後それら申請書などの扱ひも同様との意見が出てくるのが予想される。

この条例案が可決されれば「判例」となる。そうすると、今後それら申請書などの紛失についても、町長・副町長の給料減額の対象となりうる。そういった今後のことについて、検討をしたのか。

池沢議員

この条例案は、今回の準公金(現金)の紛失事案について、町長・副町長の監督責任を検討した。